

# 河南町消費生活だより

第29号 平成30年5月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所1階 7番窓口奥)

☎0721-25-1000

平日 午前9時～12時

午後1時～4時

## 5月は消費者月間です

今年度の消費者月間のテーマ「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」が消費者庁より発表されました。

河南町の消費者相談の内訳を見ると、「商品やサービスの契約をしたが、解約したい。」「解約を申し出たが、事業者から解約できないと言われた。」など解約についての相談が、多数報告されています。日頃から契約に関する基礎知識を身につけておくことは、契約トラブルや悪質商法からの被害を未然に防ぐことにつながります。

消費者月間に伴い、第29号では、「契約と解約」について考えたいと思います。



## 「契約」とは・・・

ポイント  
1

契約とは、  
「法的な拘束力を持つ約束」

ポイント  
2

契約する前に気をつけること

「売ります」  
承諾



「買います」  
申し込み

### 契約成立

上記のように、「申し込み」と「承諾」の双方の意思の合致により契約は成立します。契約内容は、当事者同士で自由に決めることができます。(※実現不可能な契約や公序良俗に反する契約は、無効になります。)

- ✓ 契約書にサインや押印をしなくても、当事者同士が合意すれば、原則、契約は成立します。本当に必要なものなのか、もう一度、冷静に考え、契約内容を必ず確認することが大切です。
- ✓ 契約が成立すると、一方的に契約をやめることはできません。万が一のことを考えて、解約についての契約条項（違約金や損害賠償）は必ず確認しましょう。
- ✓ 何かトラブルがあった時のために、事業者の名称・住所・電話番号・代表者名が分かる関連書類はしばらくの間保管しましょう。



### 知って得する！豆知識

河南町でも相談が多い「有料サイトの料金が未納であり、支払わないと法的手続きを取る」などといった架空請求は、有料サイトを見た覚えがなければ、そもそも契約は成立していません。契約が成立していなければ支払い義務もないので、慌てて事業者に連絡をしたり、お金を支払わないようにしましょう。

# 「解約」とは・・・

## ポイント 1

### 解約には、 多くの種類があります

公序良俗に反した契約は無効に、未成年者や判断力のない人が行った契約は取り消すことができるなど、契約状況により契約を解約することができます。

また、契約成立後、勧誘方法に問題がなかった場合でも、以下の場合には契約を解除することができます。

#### 法定解除

- 訪問販売、電話勧誘販売での取引形態による過量販売契約
- クーリング・オフが適用される契約 など

#### 約定解除

- 解除できる条件を契約時に定め、その条件を満たした契約

#### 合意解除

- 当事者間の合意による解除

## ポイント 2

### 一人で悩まず、すぐに相談

消費生活センターでは、事業者との契約や商品・サービスの品質等に関する相談を受け付けています。

クーリング・オフができる契約なのに、事業者から「クーリング・オフができない」と妨害された場合など、助言や必要に応じてあっせんを行います。

契約一つにしても、勧誘状況や取引形態によって契約状況は様々です。

困ったことや不安に思ったことがあれば、一人で悩まず、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

相談する際に、

- ・契約書や見積書
  - ・保証書
  - ・製品の写真やパンフレット
- などの資料があれば、スムーズに相談を進めることができます。



## 「くらしに役立つパンフレット」

環境・まちづくり推進課では、住民のみなさんに対して、消費者庁や国民生活センターなどから届くタイムリーな消費生活情報を紹介しています。

また、クーリング・オフの書き方やくらしに関する注意喚起など、くらしに役立つパンフレットを置いていますので、ぜひ消費生活について興味のある方は立ち寄ってみてください。



(役場に置いているパンフレットのの一部)

## 『河南町消費生活友の会』 — 会員募集中 —

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課 (役場2階)

☎0721-93-2500 (内線281・282)

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。